

# 名古屋市地域防災計画

— 産業災害対策計画編 —

<平成30年6月・修正案>

名古屋市防災会議



産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
71	15	<p>第2章 災害予防計画            第1節 危険物の保安            第1 略            第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造、設備及びその他の付帯設備の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう<u>常時</u>点検を実施するとともに、随時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、施設管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上好ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。</p> <p>1 略            2 消防計画及び予防規程の設定            略            (1) 消防計画            ア 自衛消防の組織 <u>(追加)</u>            イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査</p>	<p>第2章 災害予防計画            第1節 危険物の保安            第1 略            第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造及び設備 <u>(削除)</u> の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう <u>日常的に</u>点検を実施するとともに、随時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、施設管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上好ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。</p> <p>1 略            2 消防計画及び予防規程の設定            略            (1) 消防計画            ア 自衛消防の組織 <u>に關すること。</u>            イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査</p>	<p>表記の整理</p>

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 消防用設備等の点検及び整備 <u>(追加)</u></p> <p>エ 避難施設の維持管理及びその案内 <u>(追加)</u></p> <p>オ 防火壁、内装等の維持管理 <u>(追加)</u></p> <p>カ 定員、その他収容人員の適正化 <u>(追加)</u></p> <p>キ 防火管理上必要な教育 <u>(追加)</u></p> <p>ク 消火、通報及び避難訓練の実施 <u>(追加)</u></p> <p>ケ 火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導 <u>(追加)</u></p> <p>コ 防火管理についての消防機関との連絡 <u>(追加)</u></p> <p>サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における監督 <u>(追加)</u></p> <p>シ その他防火管理上必要な事項</p> <p>(2) 略</p> <p>第3 略</p>	<p><u>に關すること。</u></p> <p>ウ 消防用設備等の点検及び整備<u>に關すること。</u></p> <p>エ 避難施設の維持管理及びその案内<u>に關すること。</u></p> <p>オ 防火壁、内装等の維持管理<u>に關すること。</u></p> <p>カ 定員、その他収容人員の適正化<u>に關すること。</u></p> <p>キ 防火管理上必要な教育<u>に關すること。</u></p> <p>ク 消火、通報及び避難訓練の実施<u>に關すること。</u></p> <p>ケ 火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導<u>に關すること。</u></p> <p>コ 防火管理についての消防機関との連絡<u>に關すること。</u></p> <p>サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における監督<u>に關すること。</u></p> <p>シ その他防火管理上必要な事項</p> <p>(2) 略</p> <p>第3 略</p>	<p>表記の整理</p>